

特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定する区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第3備考第三号及び同法第56条第1項第二号イの規定に基づき、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定する区域について次のように指定する。

	事 項	指 定 区 域
1	法別表第3備考第三号の規定により、道路斜線の適用距離「2.5mを2.0m」「3.0mを2.5m」「3.5mを3.0m」及び道路斜線勾配「1.25を1.5」を指定する区域	新宿区新宿六丁目地内 (区域図のとおり)
2	法第56条第1項第二号イの規定により隣地斜線勾配2.5、立上り高さ3.1mを指定する区域	新宿区新宿六丁目地内 (区域図のとおり)